相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市伴野一八四九番地一、最後の住所千葉県船橋市行田三丁目一番一四棟七〇四号　被相続人　亡　岡村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

東京都新宿区新宿一丁目一五番九号さわだビル五階東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　花垣　存彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区四ッ屋町二丁目三〇八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻井　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル五階　新潟青山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増子　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市天神町二丁目一番、最後の住所石川県金沢市岩出町ホ八一番地四　被相続人　亡　北村　壮平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

石川県金沢市小将町三番八号　弁護士法人兼六法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市下東郷町第一七号五番地、最後の住所福井県福井市下東郷町第一七号五番地　被相続人　亡　鈴木　武美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

福井県福井市手寄一丁目二〇―一手寄久我ビル四階弁護士法人福井スカイ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　館　悠平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市西改田村前一二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安田美貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

事務所岐阜市上竹町二一番地

相続財産管理人　弁護士　幅　隆彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市富野南清水五九番地一、最後の住所京都府宇治市五ケ庄芝ノ東五四番地の二　平成老人保健施設　被相続人　亡　白川　六子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

事務所京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地　京都フクトクビル三Fいつわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤紗耶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市柿山伏七七番地、最後の住所兵庫県姫路市実法寺七六四番地一　セカンドライフ飾西Ⅲ　被相続人　亡　廣瀬　成道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

兵庫県姫路市大黒壱丁町五〇番地

相続財産管理人　弁護士　土居　由佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市志摩町和具四二三九番地、最後の住所神戸市中央区熊内橋通一丁目八番一八号ひろやビル二〇一号　被相続人　亡　岩城　常義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　創史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市桜宇土町五〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　一利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

熊本県天草市古川町四四番地あまくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　芳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市北郷町大藤乙一四一三番地、最後の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄一二〇三三番地　被相続人　亡　倉元　康江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

事務所宮崎県宮崎市旭一丁目六番三〇号新井ビル二階新井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新井　貴博

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社平和堂友の会

代表者の氏名　代表取締役　竹中　昭敏

主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

本店　滋賀県彦根市西今町一番地

彦根銀座店　滋賀県彦根市銀座町六番一〇号

くさつ平和堂　滋賀県草津市大路一丁目一〇―二七

石山店　滋賀県大津市松原町一三番一五号

アル・プラザ八日市　滋賀県東近江市八日市浜野町三番一号

アル・プラザ野洲　滋賀県野洲市小篠原一〇〇〇番地

アル・プラザ敦賀　福井県敦賀市白銀町一一番五号

甲西店　滋賀県湖南市岩根八六七番地の五

アル・プラザ水口　滋賀県甲賀市水口町本綾野五六六番地の一

守山店　滋賀県守山市梅田町五番六号

フレンドマート能登川店　滋賀県東近江市垣見町一五一五番地

フレンドマート大藪店　滋賀県彦根市長曽根南町四二八番地

アル・プラザ堅田　滋賀県大津市本堅田五丁目二〇番一〇号

あどがわ店　滋賀県高島市安曇川町西万木五五番地

フレンドマート上笠店　滋賀県草津市上笠四丁目四番一八号

アル・プラザ彦根　滋賀県彦根市大東町二番二八号

アル・プラザベル　福井県福井市花堂南二丁目一六番一号

フレンドマート稲枝店　滋賀県彦根市野良田町三〇〇番地の一

フレンドマート栗東店　滋賀県栗東市安養寺八丁目一番一二号

平和堂一〇〇ＢＡＮ店　京都府宇治市広野町西裏一〇〇番地

フレンドマート・Ｄ武佐店　滋賀県近江八幡市武佐町字鳥居前五一八番地の一